

**東日本国際大学附属昌平中学・高等学校
危機管理マニュアル**

東日本国際大学附属昌平中学・高等学校

(本校舎) 〒970-8011

福島県いわき市平上片寄字上ノ内152

TEL 0246-57-1123

FAX 0246-57-1127

Email sjh-school@shohei-chukou.ac.jp

(第二校舎) 〒970-8011

福島県いわき市平上片寄字上ノ内121-1

TEL 0246-85-5005

FAX 0246-85-5007

【目次】

1 章	昌平高校危機管理マニュアルの必要性
2 章	危機管理の基本方針
2.1	迅速な対応
2.2	情報共有
2.3	事後の復旧
3 章	危機の種類と対応策
3.1	自然災害
3.2	火災
3.3	交通事故や突発的な健康危機
3.4	サイバーセキュリティ
3.5	学校内での暴力行為や危険行為
4 章	危険発生時の連絡体制
4.1	緊急連絡網
4.2	役割分担
5 章	危機後の対応
5.1	事後対応と評価
5.2	生徒及び保護者へのフォロー
6 章	危機管理訓練の実施
7 章	本校の特性
8 章	事前の危機管理対応方針
8.1	体制整備
8.2	緊急措置（被害対応）
8.3	防災委員会の開催
9 章	個別の危機管理
9.1	様々な事故への対応
9.2	不審者侵入への対応
9.3	登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応
9.4	交通事故への対応
9.5	気象災害への対応
9.6	地震への対応
9.7	原子力事故への対策
9.8	新たな危機事象への対応
9.9	避難場所など関係機関連絡先
10 章	事後の危機管理
10.1	事後の対応
10.2	心のケア
11 章	おわりに

1. 危機管理マニュアルの必要性

このマニュアルは、東日本国際大学附属昌平中学高等学校における危機的状況に迅速かつ適切に対応するための指針を示すものである。本マニュアルは、教職員、生徒、保護者に向けて、危機が発生した場合の基本的な対応手順を提供するものである。実際の危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう備えるとともに、全教職員が危機意識を共有し、点検活動に取り組むものとする。

2. 危機管理の基本方針

当校は、生徒の安全と学びの継続を最優先とし、次の基本方針に基づいて危機管理を実施する。

2.1 迅速な対応：危機発生時には即時対応し、生徒と教職員の安全を確保する。

2.2 情報共有：危機発生時には、関係者間で迅速かつ正確な情報共有を行い、混乱を最小限に抑える。

2.3 事後の復旧：危機が収束した後は、早期復旧に向けて対策を講じ、正常な学習環境を回復させる。

3. 危機の種類と対応策

3.1 自然災害（地震、津波、台風など）

<地震発生時>

生徒は安全な場所で身を守り、授業は一時中断とする。状況を把握し、迅速かつ安全に非難する。学級担任は点呼をとり、人員を確認する。

また、事前にホームルーム等で生徒へは緊急時の連絡方法や避難方法と場所を確認させる。

<台風や大雨による影響>

予報に基づき、台風接近時には臨時休業の措置をとる。また日課中であれば、授業の中止を決定し安全確保に留意したうえで放課の措置をとる。

生徒には、校務支援ソフトの連絡機能や、電話、メール、ホームページなどを通じて状況を随時更新し、安全が確認されるまで外出を避けるよう通知する。

3.2 火災

<火災発生時>

警報や緊急放送により全校生徒へ通知し、避難を指示する。学校は避難訓練の実施を通じて、生徒や保護者への情報提供を行っていくこととする。

3.3 交通事故や突発的な健康危機

<交通事故・病気発生時>

通学中や外出時に生徒が事故に遭った場合、迅速に保護者や関係機関に連絡し、対応策を講じる。

健康危機（例：急病やケガ）については、養護教諭を中心に状況を確認し、学校医と連携して医療機関にて対応する。緊急性が高い場合には、迅速に救急車を要請する。

3.4 サイバーセキュリティ

＜サイバー攻撃や情報漏洩＞

生徒の個人情報を守るため、定期的にセキュリティ対策を見直し、サイバー攻撃や個人情報漏洩時の緊急対応手順を整備する。

学校のウェブサイトやシステムに不正アクセスがあった場合、速やかに専門機関と連携し、情報の保護と迅速な復旧を行う。

3.5 学校内での暴力行為や危険行動

＜暴力行為・危険行動発生時＞

もし、学内で暴力行為や不適切な行動があった場合、直ちに関係する教職員が対応し、状況に応じて警察や専門機関と連携する。

生徒同士の問題に関しては、保護者に来校を求め、対面にて問題の解決を図る。

対面においては、担当教員含め教員2名以上で対応する。

4. 危機発生時の連絡体制

4.1 緊急連絡網

危機が発生した際には、速やかに生徒、保護者、教職員へ連絡を行うため、校内放送や校務支援ソフトの連絡機能により通知する。常に最新の連絡先情報を更新する。

4.2 役割分担

危機管理対応チームを設置し、各担当者の役割を明確にする。

総括責任者（危機対応全般）： 校長、副校長、教頭

緊急連絡担当（確認・発信）： 副校長、教頭、学級担任

学習サポート担当（オンライン授業・課題対応）： 教務部長、教科主任、担当教員

サポート担当（保護者対応・心理的支援）： 校長、副校長、教頭、学級担任

5. 危機後の対応

5.1 事後対応と評価

危機が収束した後、速やかに事後評価を行い、問題点や改善点を洗い出し、次回の対応に活かす。必要に応じて、教職員間での打合せや運営会議を開催し、危機管理体制の改善に努める。

5.2 生徒および保護者へのフォロー

生徒や保護者への心理的サポートが必要な場合、主として養護教諭や生徒指導部の生徒相談係が担当し、さらにスクールカウンセラーや外部の専門機関と連携する。

個々の状況に即した学習支援を継続し、指導や支援の遅れを取らないように配慮する。

6. 危機管理訓練の実施

危機管理マニュアルに基づき、定期的に危機管理訓練を実施する。訓練は年2回実施し、春には避難方法や経路、場所の確認、秋にはその他の危機への対応を含めた訓練を実施する。

7. 本校の特性

本校は山間部に位置しているため、水害は想定しにくい。それに対しがけ崩れによる災害や二次避難時の経路確保には特に留意する必要がある。また、部活動も盛んなため時間帯によっては各活動場所での安全確保も想定する必要がある。生徒の安全確保を最優先に考え、様々な危機を想定し、不測の事態に対処が求められる。

8. 事前の危機管理

8.1 体制整備

様々な災害において多様な対応が求められるが、有事の際の事前の危機管理として、基本の対応方針は次のとおり。

方針

1. 生徒の安全確保、生命維持優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報

【在校中】

方針

- ・発生した事態や状況の把握
- ・傷病者の症状の確認（意識、心拍、呼吸、出血等）
- ・心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに）
- ・協力要請や指示（必要に応じ 119・110）

【安全確保】

生徒の身体的安全確保第一

教職員の安全確保

避難経路の指示・避難経路の確保〈全教職員で対応〉

<事故発生（現場）>

- ① 近くの教職員 → 急行 → 校長・副校長・保健室へ連絡
- ② 校長・副校長・教職員 → 警察や救急車の出動要請（110 番）（119 番）に通報
- ③ 教職員 → 医療機関への搬送・付添 → 関係機関への報告・指示

ア) 受傷者への対応

- ・応急手当〈全教職員〉
- ・救急車の要請
- ・保護者への連絡〈各担任〉

イ) 他生徒への対応

- ・生徒を安全な場所へ避難誘導〈教室担当〉
- ・現場へ駆けつける教職員〈教室担当以外〉
- ・パニック防止〈全教職員〉

8.2 緊急措置（被害対応）

【緊急対策会議の開催】

① 校長、副校長、教頭招集

〔緊急対応策の検討〕

- ・受傷者の確認
- ・登下校対応に関する指示
- ・保護者、関係諸機関との連絡・連携
- ・生徒への心のケア対応
- ・保護者宛の状況説明文書作成および発送 等
- ・福島県 私学・法人課（私立学校担当）へ報告 TEL024-521-7048 FAX024-521-8345

8.3 防災委員会の開催

① メンバー 委員長：校長、副校長、教頭、事務局（進行）

② 委員会議事 事務局から報告、対応策の検討等、福島県への最終報告内容の確認

9. 個別の危機管理

9.1 様々な事故への対応

【頭頸部外傷への対応】

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等を確認する。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。また、脳震盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要。頭部打撲の場合は、その後、6 時間くらいは急変の可能性があるため、必ず担任は家庭へ連絡をし、状況を説明した上で帰宅後の家庭での観察をお願いする。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の 4 項目を確認し、速やかに救急車を要請する。

【熱中症への対応】

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などの症状が見られる場合は熱中症を疑う。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し同時に応急手当（一次救命処置）を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ衣服をゆるめ体を冷却し水分補給をさせる。症状が改善しない場合は病院へ搬送する。

《参考》主な症状

- 「熱失神」・・・一過性の意識喪失 体温が上昇した状態で、立ったままの姿勢を持続していると、血液が足に貯まり脳への血流が減少するために起こる。

- 「熱けいれん」・・・大量発汗時に、塩分濃度の低い水分補給を続ける。
- 「熱疲労」・・・めまい・吐き気・頭痛などの全身症状（循環不全の状態）。皮膚表面に血液が集まりすぎたり、運動量を減らさずに筋肉への血液供給が続けられたりする事で、心臓に戻る血液が少なくなる。この時、体温は正常もしくは軽度の上昇。軽い錯乱などが見られる場合もある。
- 「熱射病」・・・体温調節不全、意識障害など高度の脱水と循環不全が増悪すると、発汗や皮膚血管の拡張さえできなくなり、体温が過度に上昇（40℃以上）し、脳を含む重要臓器の機能障害が起こる。

【食物アレルギーへの対応】

毎年提出するアレルギー調査票をもとに、アレルギー疾患への理解と正確な情報の把握・共有を行う。

《アナフィラキシーショックへの緊急対応マニュアル》

アナフィラキシー（激しいアレルギー症状）の生徒を発見
反応を確認する

⑩エピペンの使用については、事前に家族に許可を頂く必要があり、本人の意識が無い際は、教員が対応する。

【意識あり レベル1】

自分で異変を感じて

- ・エピペン準備、投与
- ・職員室へ移動
- ・保護者へ連絡

※119番 救急車要請

【意識あり レベル2】

応援を呼ぶ

- ・エピペン準備、投与
- ・その場で対応
- ・症状の観察
- ・保護者へ連絡

※119番 救急車要請

【意識なし レベル3】

大声で応援を呼ぶ

- ・119番 救急車要請
- ・AED準備
- ・エピペン準備、投与
- ・その場で対応
- ・主治医と保護者に連絡

※心肺蘇生措置

《重要》 教員はエピペンの使用方法等を事前に理解しておくこと。

自覚症状がこれまでに無く、エピペンを持たない生徒のアナフィラキシーショックが一番の問題とされている。

考えられる対応として、救急車の早期要請が有効である。

この対応には複数の教職員が対応し、周囲目撃者の情報を1人の教員に集約し、他の教員は該当の生徒を仰向けにし、足を高くし、嘔吐があれば顔を横にするなど生徒の保護を行う。

救急車がくるまで、そのまま1人の教員は生徒の観察、保護を行い、他の教員は救急車の案内対応を行う。

9.2 不審者侵入への対応

1) 初動の対応

① 不審者かどうかのチェックをする。〈第1発見者〉

- ・あいさつをし、用件を尋ねる。
- ・用件が正当なものか否か判断する。
- ・凶器や不審物を持っていないかにも注意する。

② 正当な理由がない場合、退去を求める。〈第1発見者〉

- ・言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に説得する。
- ・身を守るために一定距離間隔を保つ（1m～1.5m）。
- ・同時に応援を要請する。〈近くの教職員、その他教職員〉
- ・退去に応じない場合や暴力的な言動をする場合には110番通報をする。〈近くの教職員またはその他教職員〉

③ 一度退去してもまた戻ってくることもあるので完全に校外に出たことを確認する。

【スムーズに退去しない場合】

近くの教職員が副校長または教頭へ事件発生を報告し、副校長または教頭が放送を入れる。放送は生徒がパニックに陥らぬよう配慮する。

「大きな荷物が昇降口に届きました。次の放送があるまで全員教室で待機して下さい。」

（この放送が流れたら、各教職員は緊急事態発生と捉える。）

体育館使用時は近くの教職員を通して体育館へ周知する。

場合によっては放送を使わずに教職員が各教室へ周知する。

2) 別室へ案内

・危害を加える恐れがある、暴力的な言動があるなど危険を感じたときには、生徒の安全を最優先に考え別室に誘導する。〈第1発見者、近くの教職員〉 ※その際には複数で対応する

- ・不審者が興奮しないように丁寧に対応し、警察の到着を待つ。
- ・危険物を所持している場合は、さすまた、机、椅子、清掃用具を使う。
- ・不審者と生徒の間に教職員が入るように別室へ案内する。〈授業担当教員、応援教職員〉

- ・必要だと判断した場合には生徒を避難させる。〈授業担当教員、応援教職員〉
- ・逃げ遅れ生徒がいないかどうか、確認しながら避難する。〈教職員〉
- ・避難経路の安全を確認しながら避難させる。〈授業担当教員〉

※避難場所は後述の避難場所を参考

- ・学級担任は各避難場所出席簿を用いて安否確認をする。
- ・外傷者がいる場合には応急手当をする。(養護教諭)
- ・重傷の際には救急車を要請する。〈学級担任〉
- ・心のケアが必要かどうか生徒の状況を把握し、適切に対応する。〈担任および養護教諭〉
- ・保護者へ連絡を取る。生徒から連絡を入れてもらい、状況に応じて学級担任から連絡する。

《重要》

教職員は常に入室者をチェック（顔を上げて見る）し、不測の事態に対応できる意識を持つことを日々徹底する。

9.3 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

1) 初動の対応 〈第一報受信者〉

① 第一報受信

- ・いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったかを確認する。
- ・110 番、119 番通報をしたか → 必要があれば、連絡を受けた教職員から通報する。
- ・負傷者はいるか。
- ・周囲に他の生徒はいるか。

2) 緊急対応が必要な場合

- ・現場又は病院へ急行し情報収集を行う。周辺の状況を確認し、安全な場所で待機するよう指示。

生徒等の現状…安否確認、負傷者の状況（病院搬送の場合は病院へ急行）。

不審者の状況…不審者が近辺にいると考えられるときは警察到着まで生徒等の安全確保を図り状況を確認する。

- ・被害に遭った生徒の保護者に連絡する。

② 不審者が確保されていない場合の登下校の状況判断 〈第一報受信者〉

- ・登下校の生徒に被害が及ぶ危険性があるのか。
- ・どこの地域で危険性があるのか。

※第一報受信者は副校長または教頭、教務部長へ報告。

その後以下のような対応をとる。

- ・登校前の場合は自宅待機を指示。〈学級担任〉
- ・下校前の場合は安全確保が確認されるまで学校で待機させる。〈各教室担当、各担任〉
- ・警察によるパトロールを要請。〈教頭〉

3) 事後の対応

- ・10 章を参照

9.4 交通事故への対応

1) 初動の対応

① 交通事故発生後の対応

- ・事故の第一報受信。〈第一報受信者〉
- ・いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったかを確認。
- ・110 番、119 番通報をしたか→通報していない場合、連絡を受けた教職員から通報する。
- ・負傷者はいるか。
- ・周囲に他の生徒はいるか。

② 場所によっては交通事故の現場へ急行する。〈担任等〉

- ・事故の情報収集
- ・容体の把握。
- ・保護者への連絡。

2) 緊急対応が必要な場合 〈担任等〉

- ・第一報をくれた生徒の気持ちを落ち着かせる。
- ・現場または病院へ急行し情報収集を行う。他生徒は付近の安全な場所で待機を指示。

生徒等の状況…安否確認、負傷者の状況（病院搬送の場合は病院へ急行）、容体の把握など。

- ・被害に遭った生徒の保護者に連絡する。

3) 事後の対応

① 被害に遭った生徒への対応。

- ・とるべき対応（警察への通報、加害者の責任）が適切に行われたか。〈担任、生徒指導部長〉
- ・10 章を参照

9.5 気象災害への対応

1) 初動の対応

① 大雨（大雪）発生時

気象庁発表の大雨情報をチェック。〈全教職員〉

- ・気象情報やハザードマップを確認

2) 緊急事態発生時の対応

① 大雨、大雪、ゲリラ豪雨等。〈全教職員〉

- ・大雨（大雪）注意報…臨時休業や始業時間を遅らせるなどの判断をする。
- ・終業時間変更の判断、保護者への引き渡し、学校待機の判断。
- ・大雨（大雪）警報…待機、必要に応じて避難。

※各地域の防災避難情報、避難指示に従って行動する。

また、公共交通機関の情報をもとに、臨機に早期帰宅の措置をとる。

② 気象災害での留意点

- ・生徒登校前 〈校長、副校長〉

気象庁発表の気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時間を遅らせる」等の措置を検討、指示する（校務支援ソフトの連絡機能を活用）。

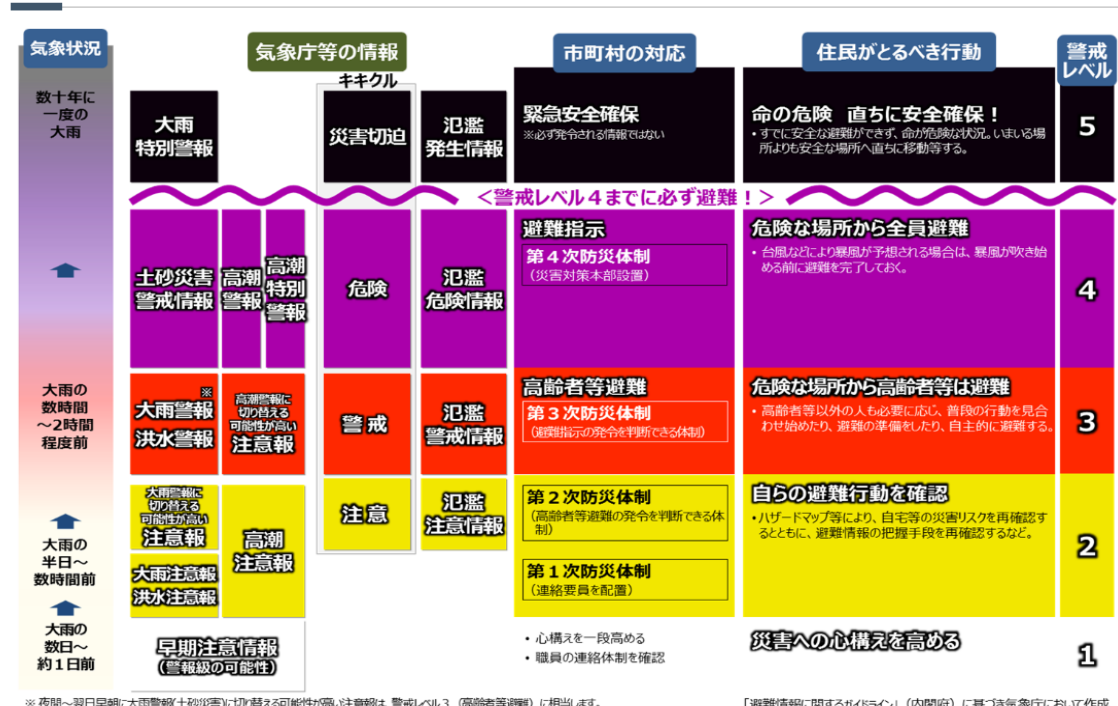
雨や雪の降り始めのピークなど最新の情報を入手する。大雪の場合は、雪崩や除雪の状況についても確認する。

- ・ 在校時 〈校長、副校長〉

大雪の場合は、雪崩や除雪状況等についても確認。各種情報や警報、状況に基づいて、「授業の打ち切り」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の判断をする。

(参考) 防災気象情報と警戒レベルとの対応について (気象庁 HP から)

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



③ その他の留意点

- ・ 臨時休業や授業打ち切りに際しては、必ず校長、副校長の指示を仰ぐ。
- ・ 保護者への連絡は、校務支援ソフトの連絡機能、電話などの活用を含め停電等にも備えた複数の連絡方法を用意しておく。
- ・ 現地集合生徒の登校前や下校後の安否確認も必ず行うこと。
- ・ 緊急連絡は校務支援ソフトの連絡機能およびホームページで対応する。

④ 雷への対応における留意点

- ・ 避難

屋外に生徒がいる場合には速やかに校舎内へ誘導すること 〈教職員〉

下校前の場合は学校待機とし、情報収集をする。〈教職員〉

学校待機の判断後、速やかに保護者へ連絡をすること。 〈教頭、教務部長〉

- ・ 雷発生時

登下校時に発生した場合、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外に移動しないよう事前にホ

ームルーム等で指導を徹底する。また、鉄筋コンクリート建築物、自動車、バス、電車内部は比較的安全であることと、もし避難場所が見当たらない場合は、なるべく姿勢を低くし、地面との接地面を少なくすることを理解させておく。

9.6 地震への対応

生徒および教職員の安全を最優先

1) 初動の対応

《在校中に発生した場合》

- ・パニックにならないよう生徒を落ち着かせる。
- ・状況により、机の下にもぐるよう指示、教職員も教卓の下に隠れる。
- ・揺れが収まったら生徒を着席させる。状況によっては避難場所に避難させる。
- ・TV、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、避難行動に利用する。

《登下校時に発生した場合》

ガラスの破損、ブロック塀の倒壊、落下物等に注意。周りの状況を確認し、安全が確認できてから行動を再開することを、ホームルーム等で指導、徹底する。

2) 地震発生時の教職員の対応

① 地震発生

- ・授業担当は生徒に対し、机の下に入るよう指示。
- ・体育館では、フロア中央（落下物が無いところ）に低い姿勢で頭部を抱え待機するよう指示。
- ・廊下階段にいる生徒は、通路中央（窓ガラスや外壁等の落下の危険が無い場所）に低い姿勢で頭部を抱え待機するよう指示。
- ・出入口付近の教職員は扉を開け、避難口を確保。

② 揺れの終息

- ・教職員は、TV、ラジオ、インターネット等から地域の被害状況等を把握し行動を判断する。
- ・安全確認ができるまでその場を動かないよう指示。
- ・生徒の動揺を抑え、負傷の有無、程度、避難時の安全を確認。
- ・生徒の不安を増大させぬよう生徒のそばを離れない。
- ・揺れがおさまり次第、出入り口に近い教職員は避難経路の安全性を確認する。

③ 避難

- ・生徒の避難を開始する（避難場所）。〈副校長または教頭の指示に従う〉
 - ・話をしない、走らない、押し合わないで落ち着いて行動するよう指示。
 - ・各担任は点呼を取る（登校時確認した登校簿を使用する）。
 - ・生徒の中に負傷者はいないか、気分が悪くなったりした生徒はいないか確認。
- いた場合には応急処置を行う。〈教職員〉
- ・重傷の際は救急車を要請する。〈教職員〉
 - ・保護者に対し連絡を入れるよう指示（生徒）。保護者と連絡が取れるまで学校に待機し、場合によっては校内（避難所）にて待機させる。
 - ・逃げ遅れの生徒はいないか確認する。〈教職員〉

- ・教職員中心に施設設備の点検を行い、安全を確保し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応を行う。
- ・生徒の安全を確認後、状況を校長へ報告の上、今後の対応を協議する。

〈参考〉地震について

		対 応
震度 1～3	揺れは感じるが、物が落ちたりはしない程度まで	生徒を落ち着かせる。基本的に揺れが収まるまで待つ。
震度 4～5	固定されてない物が落下、物につかまらなると歩行不可能	生徒全員を机の下にもぐらせ、机の足を両手でつかませて、揺れが収まるまで待つ。 出入り口の扉は全開にする。教職員も机の下に隠れる。パニックにならないよう生徒を落ち着かせる。
震度 6～7	窓ガラスが割れ、立っていることが困難。倒れる建物が出る程度	生徒全員を机の下にもぐらせ、机の足を両手でつかませて、揺れが収まるまで待つ。 その姿勢を保持させ、出入り口の扉は全開にする。

9.7 新たな危機事象への対応

1) 学校感染症に罹病したときの対応（指導）

①判明した時点で校長、副校長、教頭に報告し、第 1 種から第 3 種に該当される感染症に応じ出校停止の手続きを取る。

（参考）学校感染症の種類

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）。 *上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。
第2種感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがある。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

- ②医療機関の受診を促し、最終的には治癒の確認を行う（保護者へ確認する）。
- ③濃厚接触や外出をしないように指示。
- ④状況により、全地区、全生徒、教職員に対し、うがい、手洗い、消毒をこまめに行うよう指示する。
- ⑤状況により、精神保健センター、保健所等に連絡し、指示を受ける。また、福島県私学・法人課（私立学校担当）に報告する。

2) 弾道ミサイル発射に係る対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合、次のように対応するよう生徒へ指導する。

生徒	緊急情報発信時	発令後の対応	安全確認方法
在宅中	①自宅待機	①安全確保が確認できるまで自宅待機 ②安全確保確認後は日常生活へ	テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努め、安全確保等について確認 (確認事項の例) ①ミサイルの飛翔方向、着弾場所 ②ミサイルの着弾や落下物の有無 ③学校、通学路等の被害の有無等
登下校中	②公共交通機関乗車中等については当該機関の指示による	①安全確保が確認できるまで安全な場所で待機、自転車乗車中については周囲の交通事情に注意する ②安全確保が確認できれば登下校	
在校中	①右記の例を参考し行動する	①安全確保が確認できるまで安全な場所で待機 ②安全確保が確認できれば授業を再開、場合によっては下校	

【弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例】

屋外の場合	・近くのできるだけ建物の中、又は地下などに避難する。 ・近くに適当な建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
-------	---

9.8 原子力事故への対策

《実際に発生したときの行動》

TV、ラジオ、インターネットまたは学校法人からの連絡により、避難または屋体退避の判断を行う。

【避難の場合】

- ・スクーリング等在校中
 - 登校してきた生徒を速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。
 - 屋外にいる生徒を速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。
 - 生徒の出欠を確認し、副校長へ報告する。
 - 生徒の把握に努め教頭へ報告する。
 - 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
 - TV、ラジオ、インターネット等から市町村の対応を確認し、避難所が設定された場合は、指定された避難所へ移動させる。移動手段については、市町村等関係機関に確認する。(担任教職員)
 - 避難所に移動した場合、生徒の健康観察を行い、その結果を副校長へ報告する。
 - 保護者（家庭）へは、必要に応じて生徒から状況等の報告をさせる。(保護者からの電話は控えてもらう。)
- ・下校時
 - 戻ってきた生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し副校長または教頭へ報告するとともに、避難の準備をさせる。
 - 以下、スクーリング時在校中と同じ

【屋内退避の場合】

- 校内放送により、教室以外にいる生徒を、速やかに教室に退避させる。
- 生徒の把握に努め、教頭へ報告する。
- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 生徒の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。
- 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。(保護者からの電話は控えてもらう。)
- 下校時には、戻ってきた生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し教頭へ報告する。

9.9 避難場所など関係機関連絡先

○避難場所

- (第一次) 本校校庭または体育館
- (第二次) 東日本国際大学柔道場

○関係機関

警察署	いわき中央警察署	Tel0246-26-2121
消防署	平消防署	Tel0246-23-9700
病院	松村総合病院	Tel0246-23-2161
役所担当窓口	いわき市危機管理課	Tel0246-22-1206
	いわき市保健所総務課（総合保健福祉センター内）	Tel0246-27-8555
	いわき市教育委員会教育政策課総務係	Tel0246-22-7540

10 章 事後の危機管理

10.1 事後の対応

① 安否確認：副校長の判断・指示により、各担任は生徒への安否確認を行い、副校長は校長へ報告する。

- ・ 学校内にいる場合の安否確認
- ・ 登下校中や自宅にいる場合の安否確認
- ・ 安否情報の集約

② 引渡しと待機：引き渡しの判断基準

- ・ 通学路に被害が発生していないか
- ・ 地域の被害が拡大するおそれがないか
- ・ 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- ・ 引渡す保護者にも危険が及ばないか

上記等を考慮し、引渡しまたは待機の判断をする。

10.2 心のケア

事故に遭ってから心の傷を負うケースが多く、PTSDになる場合が多い。

○PTSDの予防・対応

- ・ 普段の生活リズムを取り戻す
- ・ 症状が和らいでいくことを伝え、安心感を与える
- ・ 生徒が嫌がることをしない

○事件・事故災害時におけるストレス症状

・ 身体症状とともに、うつ状態、ささいなことでも驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つ。

なお、生徒の心のケアについては全教職員が個々のケースに対応する。

- ・ 恐怖心、不安感の除去のための語りかけ、呼びかけ、相談活動の実施 〈担任中心〉
- ・ 心の健康問題発現の発見 → 早期治療（外部医療機関）

11. おわりに

本マニュアルは、東日本国際大学附属昌平中学高等学校における危機管理の基本方針を示すものであり、危機が発生した際には冷静かつ迅速に対応することを目指します。すべての関係者が協力し合い、より良い対応ができるよう日々の準備を怠らないようにします。